

## 水循環基本計画（原案）に関する意見の募集について（募集要領）

令和4年4月11日  
内閣官房水循環政策本部事務局

政府は、水循環基本法（平成26年法律第16号。以下「基本法」という。）第13条の規定に基づき策定された水循環基本計画（以下「基本計画」という。）を一部見直すこととしております。

現行の基本計画は、令和2年6月16日に閣議決定され、これに基づき、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っておりますが、令和3年6月15日に水循環基本法が一部改正され、地下水に関する規定が追加されました。水循環基本法の改正を踏まえ、水循環基本計画の改定の必要性を検討したところ、法改正で規定が追加された地下水に関する内容を充実化するため、水循環基本計画を一部見直すこととし、水循環基本計画（原案）をとりまとめました。

今般、下記のとおり、広く国民の皆様から、水循環基本計画（原案）に関する御意見を募集いたします。

皆様からいただいた御意見は、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

### 記

#### 1. 意見募集対象

「水循環基本計画（原案）」

#### 2. 意見募集期間

令和4年4月11日（月）から令和4年4月25日（月）まで（必着）

#### 3. 資料の入手方法

資料は電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載

#### 4. 意見の提出方法

次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。

##### 《e-Govを使用する場合》

電子政府の総合窓口（e-Gov）のパブリックコメントの該当案件ページにある、意見提出フォームから提出してください。なお、2000文字を超える場合は、電子メールにより提出してください。

##### 《電子メールの場合》

送付先メールアドレス： [hqt-mizuujyunkan@mlit.go.jp](mailto:hqt-mizuujyunkan@mlit.go.jp)

内閣官房水循環政策本部事務局あて

※件名には、必ず「パブリックコメント意見」と御記入下さい。

※ファイル形式をテキスト形式にして送付して下さい。

※意見の対象箇所及び意見内容がわかるよう記載してください。

※迷惑メール防止のため、@を「○」と表示しています。メールをお送りにな

る際には、「○」を「@」に直してください。

※御意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしく願いいたします。

#### 5. その他

- ・ 氏名、職業、所属団体につきましては、いただいた御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨を書き添えてください。
- ・ 御意見の中に個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合などには、公開の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- ・ 御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- ・ 本要領に基づかない応募や電話による御意見の受付は対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

#### 6. 問い合わせ先

内閣官房水循環政策本部事務局

TEL: 03-5253-8389